

3歳から5歳までの認可外保育施設などを利用する お子さんの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんも対象になります。

【無償化の対象となる認可外施設】

- 無償化の対象となる施設・事業は都道府県に届出をした認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業のうち、無償化のための手続き(確認の手続き)をした施設となります。無償化の対象となる施設について、詳しくは扶桑町役場 福祉児童課までお問い合わせください。

【対象となるお子さんの要件】

- 無償化の対象となるのは、次の2つの要件を満たす方です。
- ①保育の必要性がある(ご家庭で保育できない理由のある)方^{※1}
 - ②保育所、一定の基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を利用していない方

※1 保育の必要性と認定されるのは保護者のいずれの方も下記の条件に該当する方です。

保育の必要な事由	具体的な保護者の保育所入所の事由	利用期限
就労	1月につき60時間以上居宅外または居宅内において就労することを常態としていること	児童の小学校就学前日までの期間内で、左の状態が継続すると見込まれる期間
妊娠・出産	出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日から出産日以後8週間を経過する日までの期間内にあること	左の期間内
保護者の疾病・障害等	医師が作成した診断書または右に掲げる手帳等により保護者の疾病もしくは負傷の確認ができる状態にあること	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)を所持している場合は、児童の小学校就学前日まで ②その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
親族介護	同居または長期入院等している親族その他の者を介護・看護することを常態としていること	
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動(起業準備を含む)	就労する意志があり、求職活動に専念していること。起業する意思があり起業の準備に従事していること。	入所の承諾開始日から3か月経過する日まで
就学	職業能力開発施設において職業訓練を受け、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校もしくは各種学校において就学することを常態としていること	児童の小学校就学前日までの期間内で、左の状態が継続すると見込まれる期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	児童の小学校就学前日までの期間内で、左の状態が継続すると見込まれる期間

【対象となるお子さんの年齢と利用料無償化の上限額】

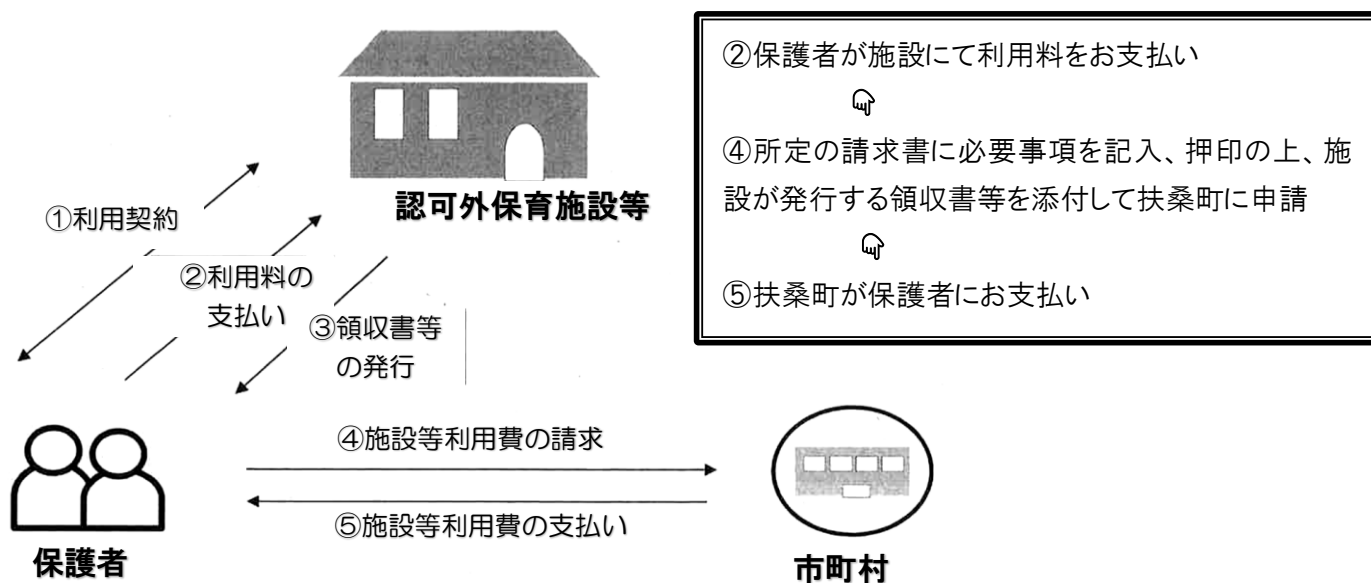
年齢区分	無償化上限額
3～5歳児	月額37,000円
0～2歳児 <small>(住民税非課税世帯・生活保護世帯・里親に限る)</small>	月額42,000円

【必要なお手続き】

- 無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
子育てのための施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性が確認できる書類(保護者の人数分)を扶桑町役場福祉児童課に提出してください。

【請求・支払いの流れ】

- 次のような流れで扶桑町が保護者へ費用をお支払いします。



《問い合わせ》

扶桑町役場 福祉児童課 TEL0587-93-1111 (代表)

☎480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町高雄天道 330